

介護保険法(平成9年法律123号)第70条の2の規定により、指定居宅サービス事業者事業所の指定を次のとおり更新した。

事業所番号	サービス種類	事業所名	事業所〒	事業所住所1	事業所電話	事業所FAX	指定更新年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所1	指定有効期限年月日	代表者名	代表者職種
3760690010	訪問看護	ヌーベルさんがわ訪問看護ステーション	769-2321	香川県さぬき市寒川町石田東甲170番地	0879-43-0680	0879-43-1103	R02/12/12	指定	社会福祉法人 祐正福祉会	香川県さぬき市寒川町石田東甲761番地9	R08/12/11	水ト 令子	理事長
3770200230	通所介護	ニチイケアセンター 丸亀	763-0054	香川県丸亀市中津町75番1	0877-58-0725	0877-58-0726	R02/12/15	指定	株式会社 ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	R08/12/14	森 信介	代表取締役